

金融経済教育研究校のしおり

1. はじめに

成年年齢引下げ、キャッシュレス化の進展、インターネットや SNS 等の普及に伴う金融トラブルの多発や被害の低年齢化等、児童・生徒等を取り巻く社会・経済環境は激変しています。また、現行の学習指導要領には、小学校、中学校、高等学校での金融経済教育の内容が拡充される等、金融経済教育の重要性はますます高まっています。

「金融経済教育研究校」では、金融経済教育に関する研究活動や実践に取り組む学校等に対して、教育研究費の助成や研究・実践計画作成にあたってのアドバイスの提供等、様々な形で支援を行っています。

各学校等におかれましては、「金融経済教育研究校」の制度を活用いただき、児童・生徒等が経済的に自立し、より良い生活を送るための教育の実践にお役立ていただければ幸いです。

- 金融経済教育推進機構と都道府県金融広報委員会は、文部科学省及び各地教育委員会等の協力も得ながら、学校における金融経済教育を支援する取組みに一層注力しています。
- 金融経済教育推進機構(以下、J-FLEC という)について
金融経済教育を推進するため、法律に基づいて 2024 年 4 月に官民一体で設立された中立・公正な認可法人です。学校向けに「金融経済教育研究校」「教材の無償提供」「講師派遣」「教員向けイベント・セミナーの開催」等を行っています。

2. 金融経済教育について

金融経済教育とは、経済的に自立し、より良い生活を送るために必要なお金に関する知識や判断力(金融リテラシー)を身に付けるための教育を指します。金融庁が設置した「金融経済教育研究会」の報告書で示された「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」は、

- ①家計管理
- ②生活設計
- ③金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択
- ④外部の知見の適切な活用

の4分野に分かれています。さらに、この最低限身に付けるべき金融リテラシーを、年齢層別に、体系的かつ具体的にまとめて記載したものとして「金融リテラシー・マップ」が公表されています(https://www.j-flec.go.jp/wpimages/uploads/literacy_map.pdf)。

金融リテラシー・マップは学習指導要領と密接に関連しており、金融経済教育は、公民科、社会科、生活科、家庭科、総合的な探究の時間をはじめとする様々な教科等で取り上げることができます。

3. 金融経済教育研究校について

金融経済教育研究校(以下、研究校という)とは、金融リテラシー・マップに基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた金融経済教育を研究・実践するために、J-FLEC 及び都道府県金融広報委員会が指定する学校等を指します。金融経済教育研究校に対する支援をご活用いただくことで、効率的・効果的な金融経済教育の実践が可能となります。

＜研究校の対象と条件＞

対象：高等学校、高等専門学校、高等専修学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校、幼稚園、保育所、認定子ども園、特別支援学校

条件：金融経済教育に関する研究課題に関して、他団体等からの指定や助成を受けていないこと

研究・実践内容が資格取得を目的とするものや、他団体が主催するイベント・コンクール等への応募及びその実践を目的とするものでないこと

幼稚園、保育所、認定子ども園については、金融リテラシー・マップの小学校低学年の内容を踏まえつつ、その導入にもなりうるもの

4. 研究校に対する支援

(1)教育研究費の助成

J-FLEC の助成のもと、都道府県金融広報委員会より、次の区分で教育研究費を支給します。

①幼稚園、保育所、認定子ども園、特別支援学校(幼稚部)：年間 15 万円(上限)

②小学校以上：年間 30 万円(上限)

年度途中からの指定の場合、当該年度における教育研究費については、「15 万円又は 30 万円÷12×年度末までの指定月数」により計算される金額を上限に支給します。なお、教育研究費の用途については、資金使途別に利用可能額の上限を設けています。詳細については、都道府県金融広報委員会にお問い合わせください。

(2)資料の提供

金融経済教育に関する教材および同教材の学習指導案や指導計画例等を提供します。

(3)講師の派遣

金融経済教育を専門分野とする講師を無償で派遣します。原則として、J-FLEC が中立性を認定する、J-FLEC 認定アドバイザーのうち、研究校の所在する都道府県に在住の者を派遣します。

(4)研究・実践計画立案等に関するアドバイス

都道府県金融広報委員会事務局、J-FLEC 及び J-FLEC 認定アドバイザーが随時相談に応じます。

- J-FLEC では授業計画の立案や授業における J-FLEC 教材の活用方法等の金融経済教育全般に関するご照会を受け付けるフォームを研究校等に対して公開しています

(<https://forms.office.com/r/BJtKj0SMvm>)

5. 研究校として行っていただくこと

(1)金融経済教育の研究・実践

J-FLEC が作成した学習指導案(<https://www.j-flec.go.jp/materials/>)を活用した授業実践や、学習指導案の内容を踏まえつつ、その他の各種 J-FLEC 教材や支援等を活用し、地域や学校の特色を活かしながら、金融リテラシー・マップと明確に紐づく金融経済教育の研究・実践を行っていただきます。

(2)金融経済教育の研究・実践の報告

①報告書の提出

指定期間終了年度の3月末までに、J-FLEC が提示する書式及び記入例に沿って報告書を作成し、都道

府県金融広報委員会に電子データ(Word,Excel,PowerPoint 等)で提出いただきます。なお、報告書は、都道府県金融広報委員会より J-FLEC に共有され、後日、J-FLEC のウェブサイトに掲載します。

②金融経済教育協議会での実践報告または金融経済教育公開授業の実施

指定期間中に金融経済教育協議会での実践報告や金融経済教育公開授業(以下、公開授業という)の実施をお願いします。

- 金融経済教育協議会について

金融経済教育の普及とその指導者の育成強化を図るため、複数の研究校、都道府県内の教育関係者、J-FLEC 認定アドバイザー、金融広報委員会事務局等が集まり、金融経済教育を実践するうえでの諸課題を研究協議するもの。通常、都道府県金融広報委員会が主催者となり、9 月から 12 月頃に開催します。

- 公開授業について

金融経済教育の普及と学校における金融経済教育の必要性の理解促進を図るため、研究校の指定期間中における研究・実践内容を教育関係者や保護者等に、公開授業を通して広く紹介するもの。研究校と都道府県金融広報委員会が協議の上、開催日、開催方法等を決定します。

(3)教育研究費の申請・支出報告

①教育研究費の申請(都度、都道府県金融広報委員会へ使途及び必要額を事前に申請)

②教育研究費の支出報告書の提出(年度毎に提出。3月末まで)

<支援と研究・実践にかかる概要図>



6. 指定期間

原則として年度初(4月)から翌年度末(3月末)までの2年間とします。ただし、研究・実践に支障ない場合には、年度途中からの指定(2年未満の指定)も認めます。

7. 指定に関する手続き

指定に関する手続きは、都道府県金融広報委員会に対応いたします。詳細は都道府県金融広報委員会へお問合せください。

(1) 指定先の選定

都道府県金融広報委員会による公募、都道府県金融広報委員会の依頼、教育委員会の推薦又は指名のいずれかによります。

(2) 指定手続き

- ① 都道府県金融広報委員会による説明及び依頼による指定先の確定(～指定期間開始前年度末)
- ② 都道府県金融広報委員会へ「連絡先届書」の提出
- ③ 都道府県金融広報委員会から研究校への指定状の交付(指定期間開始の年度初)

8. その他

研究校のほか、金融経済教育の研究・実践に取り組む教師の学校横断的なグループを「金融経済教育研究グループ」として指定する制度もあります。研究校と同様、研究・実践内容は金融リテラシー・マップと明確に紐づくものが対象です。詳細については、都道府県金融広報委員会にお問い合わせください。

本件に関する問合せ先:

- ・ 群馬県金融広報委員会事務局 (TEL: 027-226-2273 E-mail: admin@gunma-kinkoui.com)
(各都道府県金融広報委員会のウェブサイトについては金融経済教育推進機構ホームページからご参照ください <https://www.j-flec.go.jp/links/>)
- ・ 金融経済教育推進機構教育企画部 (E-mail: relations@j-flec.go.jp)

以 上